

家畜伝染病予防法第 12 条の 3 の飼養衛生管理基準の遵守のための、同法第 12 条の 5 による指導、助言及び第 12 条の 6 による勧告、命令に関する行政処分等要領

令和 5 年 5 月 8 日

農林水産部長通知 農林水第 36-37 号

1 目的

飼養衛生管理基準（以下「飼養基準」という。）は、家畜伝染病予防法（昭和 26 年法律第 166 号。以下「法」という。）第 12 条の 3 に基づき、家畜伝染病予防法施行令（昭和 28 年政令第 235 号）第 2 条に定める家畜の所有者（以下「家畜の所有者」という。）が、日常の適切な衛生管理の履行による家畜の伝染性疾病の発生予防を図るものである。

本要領は、法第 12 条の 5 及び 6 に基づき、飼養基準を遵守していないと認める家畜の所有者に対する指導、助言、勧告及び命令等に係る必要な事項を定め、もって飼養基準遵守の一層の徹底を図るものである。

2 飼養基準の普及啓発

県家畜防疫対策課長及び家畜保健衛生所長は、家畜の伝染性疾病の発生の予防及びまん延の防止に関する専門的な知識を有する者その他関係機関・団体等の協力を得ながら、家畜の所有者に対し、防疫に対する意識を高め、飼養基準の確実な遵守を図るため、飼養基準の内容を周知するとともに、趣旨及び必要性等について理解を得るよう啓発に努めるものとする。

3 飼養基準の遵守状況の把握

家畜保健衛生所長は、法第 12 条の 4 第 1 項の規定による定期の報告の受理、法第 51 条第 1 項の規定による家畜防疫員による立入検査の定期的な実施等により、家畜の所有者の飼養基準の遵守状況を的確に把握するものとする。

4 指導及び助言

(1) 行政指導による指導及び助言

家畜保健衛生所長は、飼養基準の遵守状況の把握等の結果、改善する必要があると認められるが、

①当該違反が、過失による一時的なものであり、かつ、常習性が認められない場合
一例：衛生管理区域に立ち入った者の記録の作成について、当該項目を遵守してきた所有者が、記録作成を失念し、一定の記録がとれていない場合

②当該違反が、関係者による協力が得られないことを原因とするもので、関係者との交渉や代替手法の検討を継続して行っていること。

一例：埋却等の準備について、自己所有地が不足していることから、近隣の土地の借用又は焼却や化製処理のために、関係者と交渉している場合

③当該違反が、地震、火災その他災害を原因としており、当該違反に対し、改善措置を講ずることが難しいこと。

一例：地震により、衛生管理区域への立入りを制限する看板及び車両の消毒設備等が破損し、直ちに修理、設置等が困難な場合。

で、家畜の所有者が直ちに改善措置を講じようとしているときは、行政手続法（平成5年法律第88号）の定めるところにより、必要な指導又は助言をすることができる。

1) 口頭指導

家畜防疫員は、不適切な飼養衛生管理を確認した場合には、当該行為を改善するよう、家畜の所有者もしくは管理者に対し、直ちに口頭指導するとともに、その後の改善状況を把握するものとする。

2) 文書指導

口頭指導により速やかな飼養衛生管理の改善が認められない場合、又は家畜の所有者等から文書交付の要望があった場合は、別記様式1により家畜の飼養者に対し指導を行うものとする。

家畜保健衛生所長は、改善指導書を交付した場合には、速やかに県家畜防疫対策課長に報告するものとする

(2) 法第12条の5の規定による指導及び助言

三重県知事は、飼養基準の遵守状況の把握等の結果、改善する必要がある（1）の①、②、③以外の場合または、家畜の所有者が行政指導による指導又は助言に従わず、なお飼養基準を遵守していないと認めるとき（※）は、当該家畜の所有者に対し、法第12条の5の規定による指導又は助言をするものとする。

※2年連続で、同一の項目に関し遵守されておらず、（2）の指導となった場合とする。ただし、改善措置を講じるまでに、一定期間が必要と判断し、別途期間を定めた場合、その期間を経過しても、なお改善が認められない場合とする。

(3) 指導及び助言書の交付と記録

法第12条の5の規定による指導及び助言は、別記様式2による指導・助言書を交付して行うものとする。指導・助言書は、家畜保健衛生所より交付する。

なお、改善措置を講ずべき期限については、当該改善措置の内容を考慮して適切に設定するものとする。

行政指導による指導及び助言もしくは法第12条の5の規定による指導及び助言をしたときは、これらの指導又は助言に関する事項を別記様式3による指導等記録簿に記録するものとする。

家畜保健衛生所長は、指導又は助言後の飼養衛生管理の改善状況を把握し記録するとともに、その結果を県家畜防疫対策課長へ報告するものとする。

5 勧告（法第12条の6第1項関係）

(1) 勧告の実施

三重県知事は、法第12条の5の規定による指導又は助言を受けた家畜の所有者が正当な理由なく当該指導又は助言に従わず、改善措置を講ずべき期限を経過しても、なお飼養衛生管理基準を遵守していないと認めるときは、当該家畜の所有者に対し、法第12条の6第1項の規定による勧告をするものとする。

(2) 勧告書の交付と記録

法第12条の6第1項の規定による勧告は、別記様式4による勧告書を交付して行うものとする。勧告書は、家畜保健衛生所より交付する。

なお、改善措置を講ずべき期限については、当該改善措置の内容を考慮して適切に設定するものとする。

三重県知事は、法第12条の6第1項の規定による勧告をしたときは、当該勧告に関する事項を別記様式3による指導等記録簿に記録するものとする。

家畜保健衛生所長は、勧告後の飼養衛生管理の改善状況を把握し記録するとともに、その結果を県家畜防疫対策課長へ報告するものとする。

6 命令（法第12条の6第2項関係）

（1）命令の実施

都道府県知事は、法第12条の6第1項の規定による勧告を受けた家畜の所有者が、改善措置を講ずべき期限を経過しても、なお正当な理由なく当該勧告に従わないときは、当該家畜の所有者に対し、法第12条の6第2項の規定による命令をするものとする。

（2）弁明の機会の付与

三重県知事は、法第12条6第2項の規定による命令をする場合には、あらかじめ家畜の所有者に対し、行政手続法の定めるところにより、別記様式5により弁明の機会を付与するものとする。

（3）命令書の交付と記録

法第12条の6第2項の規定による命令は、別記様式6による命令書を交付して行うものとする。命令書は、家畜保健衛生所より交付する。

三重県知事は、法第12条の6第2項の規定による命令をしたときは、当該命令に関する事項を別記様式3による指導等記録簿に記録するものとする。

家畜保健衛生所長は、命令後の飼養衛生管理の改善状況を把握し記録するとともに、その結果を県家畜防疫対策課長へ報告するものとする。

（4）告発

三重県知事は、家畜の所有者が法第12条の6第2項の規定による命令に違反したときは、刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第239条第2項の規定に基づき告発するものとする。

7 その他

法第51条の規定に基づく農場への立入検査の際に、別記様式第2号による指導・助言書を交付せずに、口頭等により行う指導は、行政手続法の定めるところによる指導及び助言に当たるものであることに留意する。

附則

この要領は平成22年4月1日より施行する。

この要領は平成24年4月1日より施行する。

この要領は平成27年7月1日より施行する。
この要領は平成29年4月1日より施行する。
この要領は令和5年5月8日より施行する。

一部改正

平成24年4月1日
平成27年7月1日
平成29年4月1日
令和5年5月8日

別記様式1

改善指導書

番号
年月日

様

(指導対象者の氏名又は名称及び住所)

〇〇家畜保健衛生所長 印

家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第12条の3第2項の規定に基づき、下記のとおり改善してください。

記

- 1 農場の名称及び所在地
- 2 指導の原因となる事実
- 3 指導の内容
- 4 改善措置を講ずべき期限
- 5 その他必要な事項

指 導 ・ 助 言 書

番 号
年 月 日

様

(指導・助言対象者の氏名又は名称及び住所)

三重県知事 印

家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第12条の5の規定に基づき、下記のとおり指導・助言を行います。

記

- 1 農場の名称及び所在地
- 2 指導・助言の原因となる事実
- 3 指導・助言の内容
- 4 改善措置を講ずべき期限
- 5 その他必要な事項

勸告書

番 号
年 月 日

様
(被勧告者の氏名又は名称及び住所)

三重県知事 印

家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第12条の6第1項の規定に基づき、下記のとおり勧告します。

記

- 1 農場の名称及び所在地
- 2 勧告の原因となる事実
- 3 勧告の内容
- 4 改善措置を講ずべき期限
- 5 その他必要な事項

弁明の機会の付与に係る通知書

番 号
年 月 日

様

三重県知事 印

あなたに対する下記の事実を原因とする不利益処分を行うことを予定しています。つきましては、行政手続法第13条第1項第2号の規定に基づき、弁明の機会の付与しますので、弁明することがあれば、弁明書を下記期限までに提出してください。

記

<p>予 定 し て い る 不 利 益 処 分 の 内 容 の 及 び 根 拠 法 令 の 条 項</p>	<p>(農場の名称) について、〇〇すること【命令の内容を具体的に記載する】 家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第12条の6第2項、同条第1項、同法第12条の5</p>
<p>不 利 益 処 分 の 原 因 と な る 事 実</p>	<p>(農場の名称) にかかると家畜は、あなたが所有者であるところ、当該農場については、〇〇という点で飼養衛生管理基準を遵守していません。このことについて、三重県知事は、年月日付で指導・助言を、年月日付で勧告をあなたに対して行いましたが、なお飼養衛生管理基準を遵守していないと認められます。</p>
<p>弁 明 書 の 提 出 期 限</p>	<p>年 月 日 ()</p>
<p>弁 明 書 の 提 出 先</p>	<p>〒 - 三重県津市広明町13番地 三重県農林水産部 家畜防疫対策課 (電話)</p>

- 備考 1 代理人を選任する場合には、委任状を提出してください。代理人を選任した場合において、当該代理人を解任した場合には、直ちに代理人を解任した旨の届出を行ってください。
- 2 弁明書を提出する場合、あなたの弁明の裏付けとなる証拠書類又は証拠物をあわせて提出することができます。

命 令 書

番 号
年 月 日

様

(被命令者の氏名又は名称及び住所)

三重県知事

印

家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第12条の6第2項の規定に基づき、下記のとおり命令します。

記

（農場の名称及び所在地）にかかる家畜は、あなたが所有者であるところ、当該農場については、〇〇という点で飼養衛生管理基準を遵守していません。このことについて、三重県知事は、年 月 日付けで指導・助言を、年 月 日付で勧告をあなたに対して行いましたが、なお飼養衛生管理基準を遵守していないと認められます。

したがって、家畜伝染病予防法第12条の6第2項、同条第1項、同法第12条の5に基づき、（農場の名称）について、年 月 日を期限として、〇〇（命令の内容を具体的に記載する）することを命じます。

その他必要な事項

改善報告書の提出先等、事案に応じて必要な事項があれば記載する。

教 示

- (1) この処分に不服があるときは、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第4条の規定により、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に三重県知事に審査請求書を提出して審査請求をすることができます。
- (2) この処分については、上記(1)の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、三重県を被告として（訴訟において三重県を代表する者は三重県知事となります。）この処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記(1)の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。
- (3) 上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求や処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。